

移民局にビザを申請した後、 知って得する インターネット上のサービス

近年、移民局(USCIS)は顧客の便宜を図るため、様々なインターネット上の新規サービスを提供しようとしています。今回、ビザ等を申請した後、USCISのウェブサイト上で提供されている便利なサービスをいくつかご紹介致します。

インターネット上で住所変更手続き (AR-11)

移民および帰化手続きが完了するまでには受理書、指紋採取の通知、面接の通知等の移民局で発行される様々な通知を受け取らなければなりません。そのため、申請中に引越する場合、移民局による通知がきちんと届くように、新しい住所を移民局に知らせなければなりません。なお、許可を得た後でも永住権保持者を含め、米国内にいる外国人が引っ越しするたびに、10日以内に移民局に知らせる義務があります。この変更手続きは<https://egov.uscis.gov/coa/>にて変更届(AR-11)をインターネット上で提出することにより行うことができます。

移民局職員と直接話ができる予約制 のシステム(InfoPass)

申請につき質問、問題点等がある場合は、<https://infopass.uscis.gov/>にてInfoPassの予約を取り、最寄の移民局のオフィスで職員と直接話すことが可能です。残念ながら、過去の経験からすると顧客の申請書の進行状況を問い合わせる目的でInfoPassの予約を取った時、窓口の職員にあまり役に立つ情報を得ませんでした。しかし例えば、新しいグリーンカードが手元に届くのに

移民法 Q&A

ダリル・タケノ 弁護士

ハワイ出身の移民法弁護士。日本での留学・勤務経験を生かし、日本人のお客様にわかりやすく法律サービスを提供している。英語だけでなく、日本語での移民に関する相談も受け付けている。

ウェブ:

www.migrationcounsel.com

E-mail: dtakeno@migrationcounsel.com



過度の時間がかかった場合、InfoPassを使い、グリーンカードの代わりとなる仮スタンプ(I-551 Stamp)を顧客のパスポートに押しもらったことがしばしばあります。

申請の進行状況等を問い合わせできる、e-Request

移民局には顧客が移民局に助けを求める時、その問い合わせを追跡できる電子装置があります。従来、顧客が移民局のホットラインに電話をかけ、サービスを要求した時、移民局が特定期間以内にその問い合わせに応じるよう努めています。e-Requestとは職員が電話に出る待ち時間を迂回し、USCISのウェブサイトで移民局にサービスを依頼した記録を自分で作成できるツールです。以下のような状況で<https://egov.uscis.gov/e-request/>にて申請すれば質問を提出することができます。

- USCISのウェブサイトに載せている処理日数より申請が伸びている場合
- 指紋採取の通知、面接の通知等の移民局で発行される通知が届かなかった場合
- 移民局で発行される通知/書類、労働許可書、グリーンカード等にタイプミスがある場合
- 手話通訳者の予約、家庭でのインタビュー等の特別待遇を求める場合